

月刊労務パーパー

ふとした疑問はここで解決！

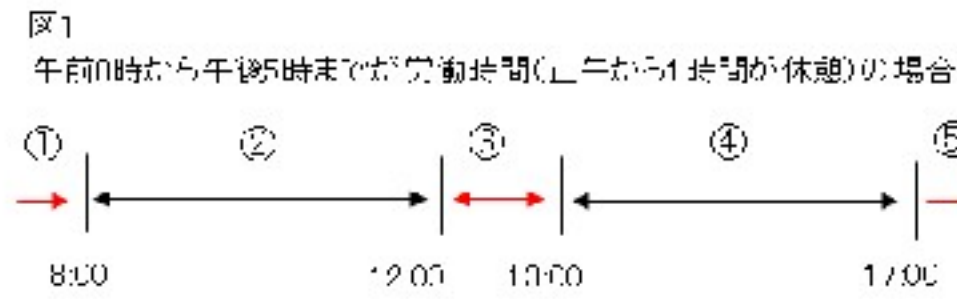
ご意見、ご感想、取り上げて欲しい内容等がありましたら下記メールアドレスまでご連絡お願い致します。

Vol. 7

労働時間とはどこからどこまでか？

どのような時間が労働時間となるかは、法律では明確にされていません。最高裁判決（三菱重工業造船所事件）では「労働時間とは、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間」としています。さらに、労働者の行為が労働時間となるかどうかは、その行為が「使用者の指揮命令下に置かれたもの」と評価できるかどうかによるもので、客観的に決まるものであって、労働契約、就業規則、労働協約等の定めがいかによって決定されるべきものではない」と解するのが相当とされています。簡単に言えば、「使用者に拘束され、実際に労務を提供した時間が労働時間となる」という事になります。現実には、使用者から明示された労働条件に合意・契約することにより「始業から終業の時刻」までの労働義務が発生します。この「始業から終業までの時刻」は労働者も働く義務があることを十分知っているもので、

労働者も働く義務があることを十分知っているもので、



あまのつぶらにすることをあまりとらわれないこと（図1①、②、④）。一方、「始業時刻より前にある「休憩時間」に該当するかどうかは「労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたもの」とに該当するかの判断によることとなる。電話当番も同様、労働時間

Q 工場の事務所において、昼食休憩に来客当番をさせているが、この時間は労働時間となるのか？
A 休憩時間に来客当番をして待機させていれば、それは労働時間となります。

Q 労働者が残業命令によらず自主的に時間外労働している場合、この時間は労働時間となるのか？
A 労働者の自主的な残業を帰宅命令をせず、使用者が黙認していた場合は、労働時間と判断されるでしょう。

（社会保険労務士 佐々木 健）

秋田県労働保険事務組合連合会 《参加無料》 労働保険「専門家説明会」のご案内

☆雇用保険の手続きと給付の内容、労働者を雇入れた場合の助成金の支給についてはハローワークの専門官が詳しく解説します。

☆労災保険の特別加入制度や労働保険事務組合への加入のメリットを秋田県労働保険事務組合連合会が説明します。

開催日	会場名	申込受付日
9月27日(木)	サンフレ大館(大館市)	9月15日(金)
10月9日(木)	前沢山手地区交流センター(前沢市)	9月16日(金)
10月11日(土)	かづの町工業会(鹿角市)	9月16日(金)
10月14日(金)	青森県立中央大学(山形市)	9月20日(金)
10月17日(月)	大曲地区職業訓練センター(大曲市)	9月30日(金)
10月18日(火)	湯沢文化会館(湯沢市)	9月30日(金)
10月25日(火)	北秋田市交流センター(北秋田市)	10月11日(火)
10月27日(木)	横手市総合振興センター(横手市)	10月11日(火)
11月3日(木)	大館市中央健康福祉センター(由利町)	10月25日(水)
11月17日(木)	秋田県庁(秋田市)	10月25日(水)

各会場定員に制限がありますので、参加ご希望の際は、お早めにご連絡をお願い致します。また、ご希望の方には詳細が記載されたチラシを配布致しますので下記担当までご連絡をお願い致します。 <担当：松木 綾子>

h-office@js3.so-net.ne.jp
TEL 018-863-7300
FAX 018-863-7303
発行所 秋田県秋田市山形町2-61
社会保険労務士法人 堀井事務所
本誌掲載の記事・写真などの著作権
転載・配付を禁じます。
©社会保険労務士法人 堀井事務所
編集責任者 堀井 幸一

CHECK 自社の「賃金台帳」を見直してみよう！

毎月の給与計算時に作成する「賃金台帳」には、労働基準法で「記入しなければならない事項」が決められています（労働基準法第54条第1項）。内容は「表1」の内容を要する件数も増加して

①から⑧までの八項目の記入が義務付けられているわけですが、⑤の「労働時間」と⑥の「時間外労働時間数、休日労働時間数、深夜労働時間数」の記入を怠っている場合があります。これは、労働時間の管理が不十分であることを示しています。労働時間の管理が不十分であると、労働者の健康を保持するために、各部署を管理する責任者が責任を持って、日々、各労働者の労働時間の実態を把握し、その都度対応するという体制作りが大切だと考えます。

表1 労働基準法第54条第1項により賃金台帳に記入しなければならない事項

項目	労働時間	時間外労働時間数	休日労働時間数	深夜労働時間数
① 労働時間	—	—	—	—
② 時間外労働時間数	—	—	—	—
③ 休日労働時間数	—	—	—	—
④ 深夜労働時間数	—	—	—	—
⑤ 労働時間	—	—	—	—
⑥ 時間外労働時間数、休日労働時間数、深夜労働時間数	—	—	—	—
⑦ 賃金	—	—	—	—
⑧ 労働基準法第24条の規定による控除が適用される場合は、その額	—	—	—	—

所長の一言

野田新内閣が発足しました。労働基準法をめぐってリーディング企業を牽引してやって来ただか、労働基準法をめぐって山ほどあります。年金制度改革は、野田政権のもっとも重要な進んでいくのでしょうか。菅政権では、またもや非正規労働者の厚生年金保険への加入拡大が議論に上がってきました。これを論ずるには、健康保険の被扶養者認定と一体化できるべきではないかと思っております。健康保険では、被扶養者となる方の年収130万円未満がひとつの基準です。方や厚生年金保険の適用拡大になれば、月収5万円でも被保険者となります。この矛盾をきちんと説明できなければ、被保険者とならない相場のままに短時間労働者（あるいは「非正規労働者」）が増加していき、逆効果になってしまいます。非正規労働者が社会保障制度から排除されていると、少子化の一因になっているのでは、もっともさしい理由を並べていますが、単に国民年金の納付率の悪化を企業に押しつけているだけでは、かえらないような政策では、なかなか理解が得られないのではないのでしょうか。

（所長 堀井 潤）